

第8章 罰則

(罰則)

第54条 第49条第1号又は第2号の規定による市長の命令に違反した者については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(※第49条第1号及び第2号；是正命令)

【趣旨】

本条は、工事着手等の制限規定等違反に対して行う是正命令に従わなかった者に対する罰則を規定している。

【解釈及び運用】

◎ 直罰規定としなかった理由

違反者に是正命令等の行政指導を繰り返すことにより、違反している認識を持つことを期待し、それでもなお違反行為を続行する場合、罰則適用（告発）することとした。（違反→行政命令（違反行為者に対する勧告等）→罰則 というワンクッション（行政上の手法）を置いた。）

◎ 罰則の根拠

土地利用に関する個別法や条例における法定刑を参考とし、それらと均衡を失わない範囲で、検察庁と協議の上、定めたものである。

(関係法令抜粋)

地方自治法

第3章 条例及び規則

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(両罰規定)

第55条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、当事者だけでなく、組織としての管理責任を問うことを明確にした規定である。

【解釈及び運用】

◎ 両罰規定

事業者の代表者・代理人又は使用人・従業員が、事業者の業務に関して違法行為をしたとき、行為者を処罰するほか、事業者を処罰する規定である。事業者には自然人のほか法人が含まれ、現行法上、法人に刑事責任を負わせる根拠となっている。